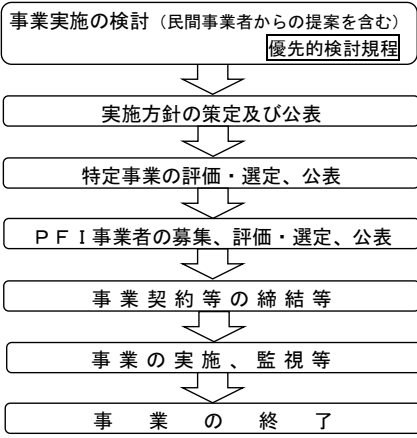
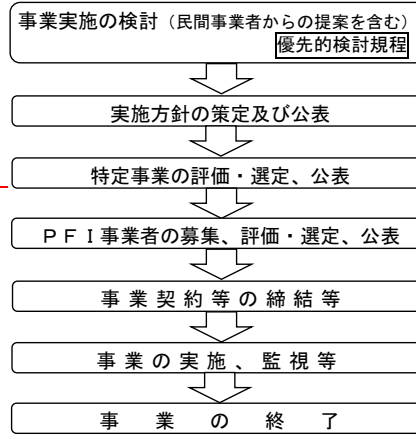


道におけるPFI導入のための手引 照会時からの変更点 ※変更点抜粋

頁	道におけるPFI導入のための手引き (案) ※3/13照会時	道におけるPFI導入のための手引 (案) ※今回	備 考
表紙	道におけるPFI導入のための手引き	道におけるPFI導入のための手引	<ul style="list-style-type: none"> 用語の修正 (手引き→手引) (以下、同様に修正)
表紙裏	<p>はじめに</p> <p>PFIとは、民間の資金や経営能力及び技術力を活用し、公共施設の整備等を行う事業手法の一つであり、その基本的な考え方は、民間活力の導入により、公共部門の財政負担の軽減とともに、低廉で良質な公共サービスの提供を確保していこうとするものです。</p> <p>平成11年「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)が制定されてから、PFI事業は国や地方公共団体等において進められています。平成30年には、国による支援機能の強化を講じるなどPFI法が改正され、また平成25年から10年間に21兆円のPPP/PFIの事業規模を目標とする「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」が定められるなど、PPP/PFI事業の更なる推進に向けた積極的な取組が展開されており、PFI法施行後、平成29年度末までに累計で666件、事業規模にして約5兆8,000億円規模のPFI事業が導入されました。</p> <p>道では、PFI法の施行を受け、全庁的な体制のもとで道事業へのPFI導入に取り組むための手引書として、平成13年3月に「適切なPFIの活用に向けて 一道におけるPFI導入のための指針」を策定し、平成26年3月には公共施設等運営権等を踏まえた改定を行っています。また、平成29年3月に「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」(以下「優先的検討規程」という。)を策定し、PPP/PFIの推進に取り組んでいます。</p> <p>このたび、「適切なPFIの活用に向けて 一道におけるPFI導入のための指針」について、PFI法の改正や優先的検討規程を踏まえるとともに、PFI導入の手順等を整理し、「道におけるPFI導入のための手引き」として改定するものです。</p>	<p>はじめに</p> <p>PFIとは、民間の資金や経営能力及び技術力を活用し、公共施設の整備等を行う事業手法の一つであり、その基本的な考え方は、民間活力の導入により、公共部門の財政負担の軽減とともに、低廉で良質な公共サービスの提供を確保していこうとするものです。</p> <p>平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)が制定され、国や地方公共団体等においてPFI事業が進められています。平成30年には、国による支援機能の強化を講じるなどPFI法が改正され、また、平成25年から10年間で21兆円のPPP/PFIの事業規模を目標とする「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」が定められるなど、PPP/PFI事業の更なる推進に向けた積極的な取組が展開されており、PFI法施行後、平成29年度末までに累計で666件、事業規模にして約5兆8,000億円規模のPFI事業が導入されました。</p> <p>道では、PFI法の施行を受け、平成13年3月に全庁的な体制の下で道事業へのPFI導入に取り組むため、「適切なPFIの活用に向けて 一道におけるPFI導入のための指針」を策定し、平成26年3月には公共施設等運営権等を踏まえた改定を行っています。また、平成29年3月に「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」(以下「優先的検討規程」という。)を策定し、公共施設等の整備等の方針を検討する場合にPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための手続を定めたほか、平成31年3月には「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」を改定し、公共施設等の維持管理・更新へのPPP/PFIの積極的な活用を明確に示したところです。</p> <p>この度、現指針策定後のこうした取組を踏まえ、PPP/PFI推進における施策体系について見直しを行い、現指針をPFI手法導入のための手引書として位置付けるとともに、PFI法の改正や優先的検討規程などを踏まえ、内容を一部修正した上で、「道におけるPFI導入のための手引」として改定を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文言整理 用語の修正 (もと→下) (以下、同様に修正) PPP/PFIの施策体系の整理の旨追記 文言整理

頁	道におけるPFI導入のための手引き（案）※3/13照会時	道におけるPFI導入のための手引（案）※今回	備考
1	<p>1 PFIとは</p> <p><u>PPP (Public Private Partnership) とは、公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものであり、「公民連携」、「官民連携」とも呼ばれます。</u></p> <p>PFI (Private Finance Initiative) は、民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等*の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、PFIはPPPの一つです。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1 PFIとは</p> <p>公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を<u>図り</u>、「公民連携」、「官民連携」とも呼ばれる<u>手法として、PPP (Public Private Partnership) があります。</u></p> <p>PFI (Private Finance Initiative) は、民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等*の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、PPPの一つです。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>・ 文言整理</p>
4	<p>3 PFI事業の仕組み（一般的な構成）</p> <p>（略）</p> <p>○ アドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、事業の実施に必要な<u>手続き</u>を円滑に進められるよう、金融、法務、技術等の専門知識を助言します。 	<p>3 PFI事業の仕組み（一般的な構成）</p> <p>（略）</p> <p>○ アドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、事業の実施に必要な<u>手続</u>を円滑に進められるよう、金融、法務、技術等の専門知識を助言します。 	<p>・ 用語の修正 （手続き→手続） （以下、同様に修正）</p>
5	<p>4 PFIの効果</p> <p>PFIの効果は、次の<u>こと</u>が考えられます。</p> <p>（略）</p> <p>（3）民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化</p> <p>従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることも<u>予想</u>されます。</p>	<p>4 PFIの効果</p> <p>PFIの効果<u>としては</u>、次の<u>3点</u>が考えられます。</p> <p>（略）</p> <p>（3）民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化</p> <p>従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることも<u>想定</u>されます。</p>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p>

頁	道におけるPFI導入のための手引き(案) ※3/13照会時	道におけるPFI導入のための手引(案) ※今回	備考
5	<p>5 PFI事業の一般的な流れ</p> <p>PFI事業では、公共サービスとしての必要性やPFIを適用するかどうかを検討する「事業実施の検討」(民間事業者からの提案を含む)から始まり、検討結果に基づく「実施方針」の策定、PFIを適用して実施する事業の選定、「PFI事業者(民間事業者)」の選定、「契約」の締結などの手続きを経て、PFI事業者により、事業が実施されます。</p> <p>事業開始後、道はPFI事業者が提供するサービス内容等を監視(モニタリング)していきます。</p> <p>(詳細は、第2章Iを参照。)</p> 	<p>5 PFI事業の一般的な流れ</p> <p>PFI事業では、公共サービスとしての必要性やPFIを適用するかどうかを検討する「事業実施の検討」(民間事業者からの提案を含む)から始まり、検討結果に基づく「実施方針の策定」、PFIを適用して実施する「事業の選定」、「PFI事業者(民間事業者)の選定」、「契約の締結」などの手続きを経て、PFI事業者により、事業が実施されます。</p> <p>事業開始後、道はPFI事業者が提供するサービス内容等を監視(モニタリング)していきます。</p> <p>(詳細は、第2章Iを参照。)</p> 	<p>・ 文言整理</p>
7	<p>6 PFIの事業類型及び事業方式</p> <p>(2) 事業方式(施設の所有形態による分類)</p> <p>事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFIの所有形態別の類型は、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式等に分類されます。</p> <p>PFIの事業方式は、優先的検討規程の中で検討され、法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断することとなります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(3) 公共施設等運営権(コンセッション方式)</p> <p>平成23年のPFI法改正により、PFI事業の一つとして公共施設等運営権(コンセッション方式)が導入されました。</p> <p>公共施設運営権(コンセッション方式)とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、既存の施設・新設の施設においても設定が可能です。</p> <p>(詳細は第2章IIを参照)</p>	<p>6 PFIの事業類型及び事業方式</p> <p>(2) 事業方式(施設の所有形態による分類)</p> <p>事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFIの所有形態別の類型は、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式等に分類されます。</p> <p>PFIによる場合の事業方式は、優先的検討規程に基づいて検討され、法令や制度上の制約や事業の特性などから総合的に判断することとなります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(3) 公共施設等運営権(コンセッション方式)</p> <p>平成23年のPFI法改正により、PFI事業の一つとして公共施設等運営権(コンセッション方式)が導入されました。</p> <p>公共施設運営権(コンセッション方式)とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、既存の施設・新設の施設ともに設定が可能です。</p> <p>(詳細は第2章IIを参照)</p>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p>

頁	道におけるPFI導入のための手引き（案）※3/13照会時	道におけるPFI導入のための手引（案）※今回	備考
11	<p>I 道におけるPFI導入の手順</p> <p>道事業へのPFI手法の導入については、「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」や内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に沿って、次のプロセスを基本に取り進めます。</p> <p>なお、実際の運用に当たっては、PFI法や国の基本方針、関係法令に反しない範囲で、個々の事業の性質に応じ、事業実施部局において、改良を加えることも可能です。（以下、省略）</p>	<p>I 道におけるPFI導入の手順</p> <p>道事業へのPFI手法の導入については、「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」や内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に沿って、次のプロセスを基本に取り進めます。</p> <p>なお、実際の運用に当たっては、PFI法や国の基本方針、関係法令に反しない範囲で、個々の事業の性質に応じ、事業実施部局において、<u>必要な手続を追加するなどの</u>改良を加えることも可能です。（以下、省略）</p>	<p>・ 文言整理</p>
12	<p>1 事業実施の検討【ステップ1】</p> <p>事業実施に当たって、事業実施部局は「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に基づき、検討します。</p> <p>プロセスの詳細は、「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を参照してください。</p> <p>《北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程のプロセス》 （図省略）</p>	<p>1 事業実施の検討【ステップ1】</p> <p>事業実施に当たって、事業実施部局は<u>優先的検討規程</u>に基づき、PPP/PFI手法などについて検討します。</p> <p>プロセスの詳細は、<u>優先的検討規程</u>を参照してください。</p> <p>《北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程》 （図省略）</p>	<p>・ 文言整理</p>
14	<p>2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】</p> <p>事業実施部局は、<u>優先的検討規程</u>の結果に基づき、PFI事業の実施が適当であると判断し、特定事業の選定を行おうとする場合には、実施方針の策定・公表を行わなければなりません。</p> <p>また、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をできる限り早い段階で行うことが大切です。（略）</p> <p>（2）実施方針の内容検討</p> <p>実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等について、できる限り具体的に記載します。</p> <p>また、実施方針の策定等に関して、専門的な知識を有するアドバイザーの活用について検討します。（以下、省略）</p>	<p>2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】</p> <p>事業実施部局は、<u>優先的検討</u>の結果に基づき、PFI事業の実施が適当であると判断し、特定事業の選定を行おうとする場合には、実施方針の策定・公表を行わなければなりません。</p> <p>また、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をできる限り早い段階で行うことが大切です。（略）</p> <p>（2）実施方針の内容検討</p> <p>実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等について、できる限り具体的に記載します。</p> <p>また、実施方針の策定等に関して、専門的な知識を有するアドバイザーの活用について<u>も</u>検討します。（以下、省略）</p>	<p>・ 文言整理</p>
24	<p>II 公共施設等運営権（コンセッション方式）</p> <p>平成23年のPFI法改正により、公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。</p> <p>公共施設運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、既存の施設・新設の施設においても設定が可能です。（以下、省略）</p>	<p>II 公共施設等運営権（コンセッション方式）</p> <p>平成23年のPFI法改正により、公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。</p> <p>公共施設運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、既存の施設・新設の施設<u>ともに</u>設定が可能です。（以下、省略）</p>	<p>・ 文言整理</p>